

2015 年 10 月 14 日 全 10 頁

法律・制度 Monthly Review 2015. 9

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
小林 章子

[要約]

- 9 月の法律・制度に関する主な出来事と、9 月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 9 月は、いわゆるマイナンバー法の改正法が成立したこと（3 日）、インサイダー取引規制の適用除外規定に関する内閣府令が施行されたこと（16 日）、日本証券業協会等が平成 28 年度税制改正要望を公表したこと（16 日）、第 189 回通常国会閉会に伴い、民法および確定拠出年金法の改正案等の同国会での成立が見送られたこと（27 日）、などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○9 月の法律・制度レポート一覧	2
○9 月の法律・制度に関する主な出来事	3
○10 月以後の法律・制度の施行スケジュール	5
○今月のトピック	
ちょっと「キーワード」	6
特別支配株主の株式等売渡請求～事例追補	
○レポート要約集	7
○9 月の新聞・雑誌記事・TV 等	10
○9 月のウェブ掲載コンテンツ	10

◇9月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
1日	家計を読み解く意外な数字 第3回 老後も不安だけれど現役時代にも不安がある？	是枝 俊悟	税制	2
4日	バーゼル委、CVA リスクの取扱いの見直しへ ～【市中協議文書】「トレーディング勘定の 抜本的見直し」の枠組みと適合へ～	鈴木 利光	金融制度	7
14日	なるほどマイナンバー個人の生活の視点から第9回 財産の捕捉、国外送金とマイナンバー	吉井 一洋	税制	6
	ちょっと「キーワード」 特別支配株主の株式等売渡請求～事例追補 ～キャッシュ・アウト、スクイズ・アウトの 一手法、利用例～	堀内 勇世	会社法	8
15日	家計を読み解く意外な数字 第4回 NISA の上限、100 万円や 120 万円の投資は 若い世代でも可能なの？	是枝 俊悟	税制	2
	法律・制度 Monthly Review 2015. 8 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	9
16日	消費者契約法改正に向けた「中間取りまとめ」 ～消費者契約法専門調査会における検討状況～	堀内 勇世	その他法律	12
18日	「知る前契約」に関するインサイダー見直し	横山 淳	金融商品 取引法	14
24日	家計を読み解く意外な数字 第5回 年収 1,000 万円を超えると 税金が大きく増えるって本当？	是枝 俊悟	税制	2
28日	家計を読み解く意外な数字 第6回 女性活躍を阻む「103 万円の壁」と「130 万円の壁」 ってなに？	是枝 俊悟	税制	2
29日	家計を読み解く意外な数字 第7回 「130 万円の壁」を越えて手取りを大きく増やすには どうしたらいい？	是枝 俊悟	税制	2
30日	家計を読み解く意外な数字 第8回 年収 1000 万円でも貯金ゼロの世帯があるって本当？	是枝 俊悟	税制	2

◇9月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	◇改正金融商品取引法施行。一定のOTCデリバティブに電子情報処理組織の使用を義務付け。 ◇国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）、上記使用義務の有無を確認するための確認書等を公表。 ◇東証、『会計基準の選択に関する基本的な考え方』の開示内容の分析について」を公表。
2日	◇金融庁、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の一部改正令を公布（施行は16日）。「知る前契約」「知る前計画」に係るインサイダー取引規制について包括的な適用除外規定を設ける内容。 ◇金融庁、上記改正を受けて金融商品取引法等ガイドラインを改正し、「インサイダー取引規制に関するQ&Aの追加等について」を公表。 ◇証券監督者国際機構（IOSCO）、最終報告書「マネー・マーケット・ファンド（MMF）規制のピアレビュー」を公表。
3日	◇改正「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆるマイナンバー法）成立（9日公布）。 ◇IOSCO、最終報告書「証券化におけるインセンティブ・アラインメント提言導入のピアレビュー」を公表。
4日	◇金融庁、修正国際基準（JMIS）を踏まえた「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部改正令を公布・施行。 ◇金融庁、上記改正を受けて連結財務諸表規則ガイドライン等を改正。
7日	◇日本公認会計士協会（JICPA）、国際会計教育基準審議会（IAESB）の「学習成果アプローチの実施のための指針原則に係るコンサルテーション・ペーパー」（平成27年7月7日公表）に対するコメントを提出。
8日	◇経団連、「平成28年度税制改正に関する提言」を公表。上場株式等の相続税評価額等の見直し等が盛り込まれている。 ◇国税庁、「法人番号の『通知・公表』開始スケジュールについて」を公表。
9日	◇日本証券業協会（JSDA）、「東京国際金融センターの推進に関する懇談会報告書」および同懇談会の下部組織として「資産運用等に関するワーキング・グループ」の設置を公表。
10日	◇国税庁、改訂「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等に関するQ&A」を公表。
11日	◇国際会計基準審議会（IASB）、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（新収益基準）の修正を公表。正式に発効日を2018年まで1年延期。 ◇金融庁、スチュワードシップ・コード受入れを表明した機関投資家のリストを更新。 ◇金融庁、アジア地域ファンドパスポート（ARFP）への参加を公表。 ◇改正「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）成立（18日公布）。
14日	◇日本取引所グループ（JPX）、昨今の不正会計処理事案を受け「上場会社を巡る最近の問題について」公表。
15日	◇金融庁、「金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正案」を再公表。施行期日を平成27年11月下旬、意見募集を10月14日までに修正。 ◇金融庁、NISA口座の開設・利用状況（平成27年6月末時点）に関する調査結果を公表。 ◇バーゼル銀行監督委員会、2014年12月末（邦銀は2014年9月末）を基準日とした「バーゼルIIIモニタリングレポート」を公表。

16 日	◇金融庁、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の一部改正令を施行。 ◇JPX、上記改正を受けて「上場会社の役職員による自社株売買機会の確保に向けて」を公表。 ◇JSDA 等、平成 28 年度税制改正要望を公表。NISA・ジュニア NISA の恒久化、DC 制度の拡充、上場株式等の相続税評価額等の見直し等を要望。
17 日	◇JICPA、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の再公開草案「違法行為への対応」（平成 27 年 5 月 6 日公表）に対する意見を提出。 ◇国際公会計基準審議会（IPSASB）、2015 年以降の戦略および 2015 年から 2018 年の作業計画を公表。 ◇IOSCO、最終報告書「クロスボーダー規制タスクフォース」を公表。
18 日	◇金融庁、「会計監査の在り方に関する懇談会」の設置を公表。 ◇金融庁、平成 27 事務年度の金融行政方針を公表。
22 日	◇IASB、公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」に関するコメント期限を 1 か月延長し、11 月 25 日までとする旨を決定。 ◇金融安定理事会（FSB）、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に対する報告書を公表。
24 日	◇企業会計基準委員会（ASBJ）、IASB 公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」に関するコメント期限の延長に伴い、意見の募集期限を 1 か月延長し、10 月 26 日までとする旨を公表。 ◇財務会計基準審議会（FASB）、財務諸表の情報開示をより効果的にするために「重要性」の概念の見直しを提案。 ◇金融庁と東証、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（第 1 回）を開催（審議事項等について意見募集）。 ◇東証、株式売買システム「arrowhead」をリニューアルし運用を開始。「呼値の単位の適正化フェーズⅢ」を導入（TOPIX100 構成銘柄の呼値の単位を一部切り上げ）。
25 日	◇金融庁、「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を一部改正し公布・施行。 ◇金融庁、上記改正を受けて企業内容等開示ガイドラインを改正。 ◇国税庁、「国外居住親族に係る扶養控除等 Q&A（源泉所得税関係）」を公表。 ◇FSB、本会合を開催しプレスリリースを公表。
27 日	◇第 189 回通常国会が閉会。民法改正案、確定拠出年金法改正案等は成立せず、継続審議に。
28 日	◇欧州証券市場監督局（ESMA）、MiFID II・MiFIR についての細則（RTS/ITS）に関する最終報告書の第 2 弾（市場の透明性、高度な取引等）を公表。
30 日	◇FASB、新収益基準について狭い範囲の修正の公開草案を公表。

◇10月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2015年 (H27)	10月1日	◇厚生年金と共済年金が統合（厚生年金に一元化）。 ◇国民年金の過去5年間の保険料を納付できる制度が開始。 ◇国境を越えた役務の提供（電子書籍・音楽・広告等）への消費課税見直し（国外取引の判定基準を「役務提供を受ける者の住所地」とする等）。
	10月5日	◇番号（いわゆるマイナンバー）の通知開始。
	12月31日	◇2015年の年収2,000万円超かつ2015年末の「総資産3億円以上または有価証券等1億円以上」の者について、財産債務調書の提出義務開始。
2016年 (H28)	1月1日	◇NISAの年間投資限度額が拡大（年100万円→120万円） ◇公社債税制の抜本改正（申告分離課税化、上場株式等との損益通算など）の施行。 ◇所得税の給与所得控除の上限が245万円から230万円に縮小。 ◇番号制度（いわゆるマイナンバー）の利用開始。
	3月31日	◇連結財務諸表（通期）について、修正国際基準（JMIS）の適用が可能に。
	4月1日	◇国際課税について総合主義から帰属主義に改正。 ◇法人事業税の外形標準課税部分が拡大（所得割は縮小）。 ◇国境を越えた役務の提供（芸能・スポーツ等）への消費課税見直し。 ◇ジュニアNISAの創設（正式な申し込み開始は2016年1月1日から）。
	7月1日	◇国民年金の納付猶予制度の対象者が、現行の30歳未満の者から50歳未満の者に拡大。
	10月1日	◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。 ◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。
2017年 (H29)	1月1日	◇所得税の給与所得控除の上限が230万円から220万円に縮小。 ◇非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が開始。
	1月	◇国の機関について、マイナンバーを利用した情報連携を開始（予定）。 ◇マイナンバーに関する情報提供システム「マイナポータル」利用開始（予定）。
	3月15日	◇個人番号（マイナンバー）を記載した所得税の確定申告書の初の提出期限。
	4月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇繰越欠損金の使用制限を強化（当期所得の65%→50%）。 ◇欠損金の繰越期間の延長（9年→10年）。 ◇公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始。
	7月	◇地方自治体について、マイナンバーを利用した情報連携を開始（予定）。
	10月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。
	10月	◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。
2018年 (H30)	1月?	◇任意での預貯金への個人番号（マイナンバー）の紐づけ開始（予定）。
	9月30日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。
	10月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。
	12月31日	◇既存の証券口座等に係る告知の経過措置が終了。既存の証券口座等についても、この日までに個人番号（マイナンバー）の告知が必要となる。

※原則として、9月30日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、3月末決算法人の例を記載している。今回新規に追加したものは太字で記載。

◇今月のトピック

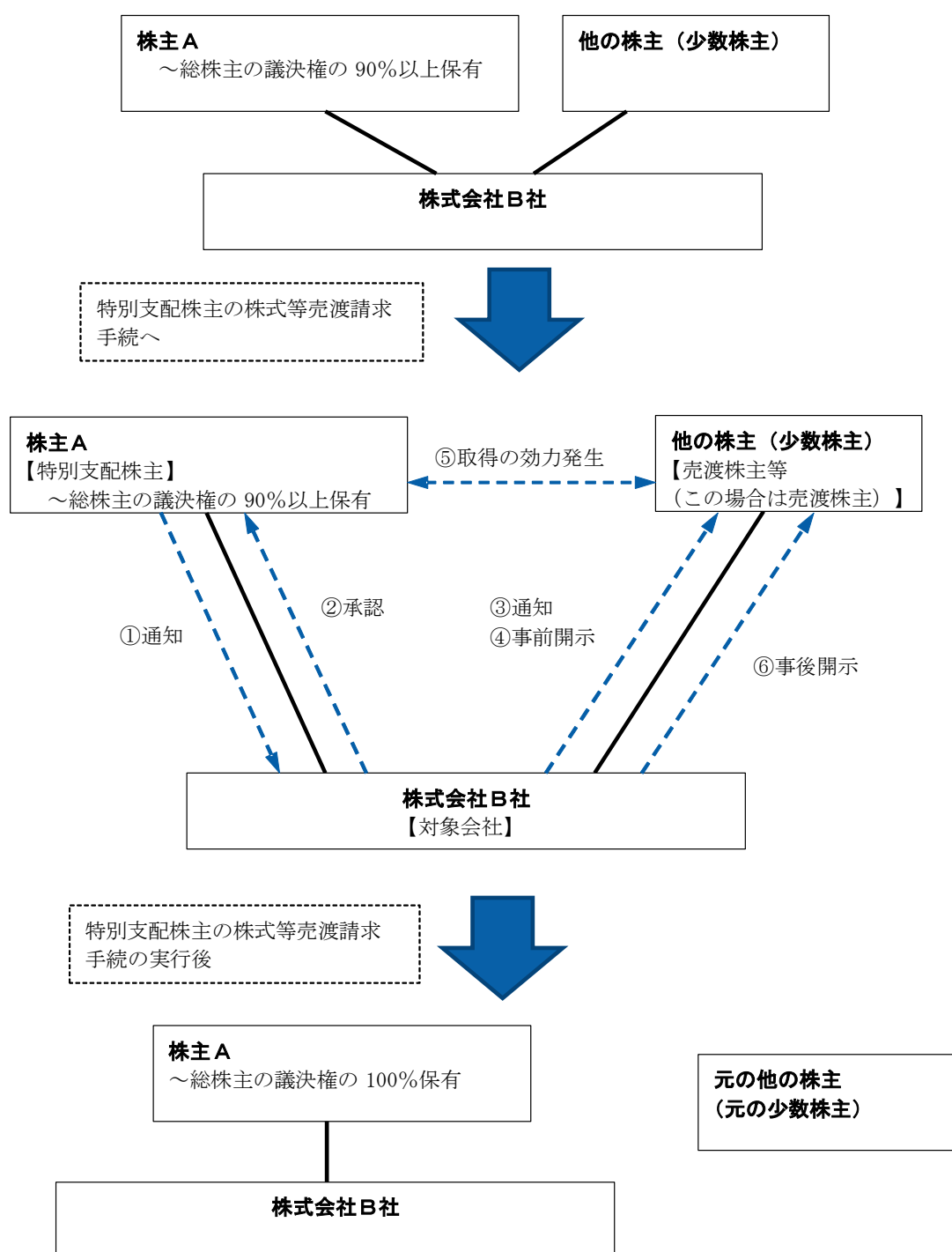
ちょっと「キーワード」 特別支配株主の株式等売渡請求～事例追補

2015 年 9 月 14 日 堀内 勇世

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/20150914_010120.html

図表 特別支配株主の株式等売渡請求の事例

〔株式の種類が一種類のみの会社において、株式のみが対象の場合〕



(出所) 大和総研金融調査部作成

◇レポート要約集

【1日】

家計を読み解く意外な数字 第3回

老後も不安だけれど現役時代にも不安がある？

このシリーズでは、経済・金融の動きを読み解くカギになる「数字」を紹介します。

今回紹介する数字は、「63%」。さて、何をあらわす数字でしょう。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/family/20150901_010000.html

【4日】

バーゼル委、CVA リスクの取扱いの見直しへ

～【市中協議文書】「トレーディング勘定の抜本的見直し」の枠組みと適合へ～

2015年7月1日、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）は、CVA リスクの枠組みの見直しに関する市中協議文書を公表している（コメント提出期限は2015年10月1日）。

市中協議文書の目的は、①CVA リスクのすべての重要な変動要因と CVA ヘッジが自己資本比率規制においてカバーされること、②自己資本比率規制を会計基準の下で採用されている CVA の公正価値測定と一致させること、そして③「トレーディング勘定の抜本的見直し」（FRTB）の下でのマーケット・リスクの枠組みに対する見直しの提案と整合性を確保することの三つにある。

具体的な影響度は測りかねるが、国際スワップデリバティブ協会（ISDA）のスコット・オマリア最高経営責任者（CEO）によると、市中協議文書の提案は CVA リスクの所要自己資本額の増額をもたらすそうだという。

また、所要自己資本額の増減の問題を抜きにしても、市中協議文書の提案はバーゼルⅢにおける CVA リスクの取扱いを全面的に刷新するものであることから、銀行の規制対応コストの増加は免れないであろう。

なお、バーゼル委は、2015年中に市中協議文書の提案の影響度調査（QIS）を実施する。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150904_010096.html

【14日】

なるほどマイナンバー 個人の生活の視点から 第9回

財産の捕捉、国外送金とマイナンバー

2015年末から、一定水準以上の所得と資産がある個人は財産債務調書の提出が義務付けられ、2016年分からはマイナンバーも記入が必要です。国外送金等調書へのマイナンバーの記入、出国税の導入、金融機関口座に関する海外との情報交換制度の整備など、所得・資産の捕捉体制は、急速に整備されています。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/mynumber/20150914_010118.html

ちょっと「キーワード」

特別支配株主の株式等売渡請求～事例追補

～キャッシュ・アウト、スクイーズ・アウトの一手法、利用例～

上場会社の株式に対する TOB（公開買付け）後に、条件が整えば特別支配株主の株式等売渡請求が行われる旨が公表されている事例などが見受けられる。

特別支配株主の株式等売渡請求とは、例えば、株式会社の総株主の議決権の90%以上を有する株主が、他の株主の全員（少数株主）に対し、その保有するその会社の株式の全部を売り渡すことを請求することができるという会社法上の制度である。

このレポートは、2015年6月19日付「ちょっと『キーワード』特別支配株主の株式等売渡請求」に、その後の事例を追加したものである。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/20150914_010120.html

【15日】

家計を読み解く意外な数字 第4回

NISAの上限、100万円や120万円の投資は若い世代でも可能なの？

このシリーズでは、経済・金融の動きを読み解くカギになる「数字」を紹介します。

今回紹介する数字は、「年間101万7,600円」。さて、何をあらわす数字でしょう。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/family/20150915_010001.html

法律・制度 Monthly Review 2015.8

～法律・制度の新しい動き～

8月の法律・制度に関する主な出来事と、8月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

8月は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が参議院にて可決・成立したこと（28日）、各省庁が平成28年度税制改正要望を公表したこと（31日）、マイナンバー法の改正案が今国会で成立する見通しとなったこと（成立は9月3日）、などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20150915_010121.html

【16日】

消費者契約法改正に向けた「中間取りまとめ」

～消費者契約法専門調査会における検討状況～

平成27年8月、消費者委員会の消費者契約法専門調査会が、消費者契約法の改正に関わる「中間取りまとめ」をまとめた。

「中間取りまとめ」は、消費者契約法専門調査会（計17回）におけるこれまでの審議の内容を踏まえ、現時点における到達点を整理するとともに、今後の検討の方向性を示すものである。

「中間取りまとめ」では、秋以降、消費者契約法専門調査会で団体等からヒアリングを行い、「中間取りまとめ」に対する意見を幅広く聴取した上で、検討を進めていくとしている。これを受けて、実際、平成27年9月1日から同月30日まで意見の募集が行われている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20150916_010126.html

【18日】

「知る前契約」に関するインサイダー見直し

2015年9月2日、インサイダー取引規制の適用除外規定に関する内閣府令及びガイドラインの改正が行われた。

具体的には、いわゆる「知る前契約」、「知る前計画」に基づく売買等について、より包括的な適用除外の規定を設けることとしている（内閣府令改正）。

加えて、いわゆる「対抗買い」（防戦買い）に係る適用除外規定について、解釈の明確化を図るものとしている（ガイドライン改正）。

改正後の内閣府令は、2015年9月16日から施行、ガイドラインは同2日から適用されている。

※本稿は、2015年8月6日付レポート『『知る前契約』に関するインサイダー見直し案』を、最終的な府令、ガイドラインに基づき書き改めたものである。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20150918_010147.html

【24日】

家計を読み解く意外な数字 第5回

年収1,000万円を超えると税金が大きく増えるって本当？

このシリーズでは、経済・金融の動きを読み解くカギになる「数字」を紹介します。

今回紹介する数字は、「51.89%」。さて、何をあらわす数字でしょう。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/family/20150924_010002.html

【28日】

家計を読み解く意外な数字 第6回

女性活躍を阻む「103万円の壁」と「130万円の壁」ってなに？

このシリーズでは、経済・金融の動きを読み解くカギになる「数字」を紹介します。

今回紹介する数字は、「15万8,400円」。さて、何をあらわす数字でしょう。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/family/20150928_010127.html

【29日】

家計を読み解く意外な数字 第7回

「130万円の壁」を越えて手取りを大きく増やすにはどうしたらいい？

このシリーズでは、経済・金融の動きを読み解くカギになる「数字」を紹介します。

今回紹介する数字は、「時給962円」。さて、何をあらわす数字でしょう。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/family/20150929_010131.html

【30日】

家計を読み解く意外な数字 第8回

年収1000万円でも貯金ゼロの世帯があるって本当？

このシリーズでは、経済・金融の動きを読み解くカギになる「数字」を紹介します。

今回紹介する数字は、「20.8%」。さて、何をあらわす数字でしょう。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/family/20150930_010132.html

◇9月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
北國新聞等 (9月7日付朝刊4面)	レポート「若者は国の借金を押し付けられたかわいそうな世代なの？」について	是枝 俊悟
ジャパントイムズ (9月10日付)	消費税の逆進性対策案についてコメント	是枝 俊悟
週刊金融財政事情 (9月14日刊行)	日本のベンチャー投資優遇税制の問題点	吉井 一洋
日経ヴェリタス (9月20日付7面)	arrowheadについてコメント	横山 淳
Financial Adviser (10月号)	Q&Aで学ぶマイナンバーの必須知識	是枝 俊悟
Financial Adviser (10月号)	シンクタンク研究員による 読み解き！最新制度 Vol.07 今年末からスタートする 財産債務調書制度を理解する	是枝 俊悟

◇9月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
9月9日 掲載	コラム：特定商取引法の見直しに向けた「中間整理」の意見募集 http://www.dir.co.jp/library/column/20150909_010104.html	堀内 勇世
9月28日 掲載	コラム：「私以外私じゃない」ことのメリットとデメリット http://www.dir.co.jp/library/column/20150928_010149.html	是枝 俊悟